

議案第 7 号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 17 年かすみがうら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 12 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、
同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 前項の規定により費用弁償の支給を受ける者が高速自動車国道を利用す
ることにより通勤事情の改善に資すると認められる場合は、その利用に係る
料金の 2 分の 1 に相当する額を、前項に規定する額に加算して支給すること
ができる。ただし、1 箇月当たり 20,000 円を限度とする。

別表第 1 中

「

公民館運営審議			7,500	37	2,100	12,500	2,100
---------	--	--	-------	----	-------	--------	-------

会委員								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

を

公民館運営審議会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
消防施設等整備検討委員会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100

に、

消費生活相談員	週4日の勤務		120,000		37	2,100	12,500	2,100
	週4日未満の勤務			7,500	37	2,100	12,500	2,100

を

消費生活相談員	週4日の勤務		120,000		37	2,100	12,500	2,100
	週4日未満の勤務			7,500	37	2,100	12,500	2,100
土木技術指導員			8,750	37	2,100	12,500	2,100	

に改め、同表備考第9中「学校生活相談員」の次に「及び土木技術指導員」を加える。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第5条関係）

職名	区分（片道距離）	日額	月限度額
生活保護相談員、生活	2キロメートル以上5	円	円

保護就労支援員、主任 介護支援専門員、介護 支援専門員、主任家庭 児童相談員、家庭児童 相談員、母子・父子自 立支援員、ハートフル 相談員、環境保全監視 員、消費生活相談員、 土木技術指導員、学校 生活相談員及び社会教 育指導員、社会教育指 導員及び小中学校非常 勤講師	キロメートル未満	100	2,000
	5キロメートル以上1 0キロメートル未満	200	4,200
	10キロメートル以上 15キロメートル未満	340	7,100
	15キロメートル以上 20キロメートル未満	480	10,000
	20キロメートル以上 25キロメートル未満	610	12,900
	25キロメートル以上 30キロメートル未満	750	15,800
	30キロメートル以上 35キロメートル未満	890	18,700
	35キロメートル以上 40キロメートル未満	1,030	21,600
	40キロメートル以上 45キロメートル未満	1,160	24,400
	45キロメートル以上 50キロメートル未満	1,250	26,200
	50キロメートル以上 55キロメートル未満	1,330	28,000
	55キロメートル以上 60キロメートル未満	1,420	29,800
	60キロメートル以上	1,500	31,600

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。